

第11－3表 屋外に設置する仮設建築物等

特例の対象となる消防用設備等	特例基準	
	設置を要する消防用設備等	要件
屋内消火栓設備 動力消防ポンプ設備（政令第20条第1項第1号により設置義務が生じる場合に限る）	パッケージ型消火設備	仮設建築物等が、パッケージ型消火設備により有効に警戒されていること。なお、「有効に警戒されている」とは次のアからウによること。（第11－3図参照） ア 認定品を使用すること。 イ パッケージ型消火設備が仮設建築物等の出入口の近傍に設置され、かつ、仮設建築物等の各部分から一のホース接続口までの水平距離が20m以下（Ⅱ型の場合は15m以下）であること。 ウ イの水平距離の範囲内をホースの長さ25m以上（Ⅱ型の場合は20m）、かつ、放射距離10m以下で有効に放射できる位置に設置されていること。
動力消防ポンプ設備	動力消防ポンプ設備 政令第20条第1項第1号により設置義務が生じる仮設建築物等が複数ある場合、管理権原者が同一であれば1台で警戒することができる。	
自動火災報知設備	自動火災報知設備 同一敷地内に自動火災報知設備の設置義務が生じる仮設建築物等が複数ある場合、次に掲げる要件を満たすことにより受信機を1台に集約することができる。 1 管理権原が同一であること。 2 受信機を設置した仮設建築物等の位置を表示した標識を、各仮設建築物等の主要な出入口に表示すること。	
	連動型警報機能付感知器又は連動型住宅用火災警報器	1 仮設建築物等の内部に、煙を感知する連動型警報機能付感知器又は連動型住宅用火災警報器を有効に設置すること。 2 仮設建築物等の内部において、連動型警報機能付感知器又は連動型住宅用火災警報器の電波の受信状況が良好であること。 3 仮設建築物等が次のいずれかであること。 (1) 1階層かつ延べ面積600㎡（見通しがきく場合は1000㎡）以下 (2) 2階層かつ延べ面積500㎡以下 （第11－5図参照）
消防機関へ通報する火災報知設備	携帯電話	1 電波が届く場所であること。 2 仮設建築物等に携帯電話を設置するか、所持者が必ずいること。

非常警報器具 非常警報設備 (放送設備を除く)	なし	1 次に掲げる仮設建築物等 ア 特定用途で延べ面積が300㎡未満 イ 非特定用途で延べ面積が500㎡未満
	自動火災報知設備（自動火災報知設備の特例要件に基づくもの） 連動型警報機能付感知器 連動型住宅用火災警報器	2 上記1以外の仮設建築物等 自動火災報知設備の特例要件に準じて設置していること。
誘導灯	なし	第11－1表と同じ